

埼玉接骨師情報

平成25年9月27日
公益社団法人
埼玉県接骨師会
(総務部)

9月13日(金)フジテレビ情報番組「とくダネ」全国ネットの番組内で直撃御免として【整骨院不正請求問題を追う】が放送されました。(放送内容一部抜粋)

「肩もみ」1時間で150円? 頭の前から足まで20分180円? マッサージ店なら3,000円近くかかる。どうして整骨院は安いのか? 患者のインタビューの証言をもとに3箇所の施術所(A・B・C)を直撃。A・Bの患者の証言は: 年のため腰から膝が・・疲れがたまっている・・腕が組めない等。開店から30分の間、患者が来ていないCの整骨院に他店との違いを直撃すると、C整骨院の院長は、患者は当然安い方に流れる「値段の違い」と回答。また、C店は30分おおよそ3,000円の実費である事をテロップで表示し、入り口に保険適用として骨折・脱臼・不全骨折・捻挫・打撲等の傷病名を表示している。反対側には、実費施術の「肩凝り、腰痛」等の施術方法などを記載している。その後、A整骨院の院長にインタビューをするが、この院長は「(保険対象外の症状に保険請求する事は)悪いとは思っていない」、「高齢者は身体を動かせば痛みが出る」「患者の訴えは慢性症状ではなく、その都度生じた新たな痛み」など答えている。また「6割くらい月に1度の来院のため患者のサインは白紙委任」であり「サインを代筆することはたまにしていた」とも発言している。

報道に関する意見

報道内容をまとめると次のとおりです。

- ①肩こりなどの慢性症状を捻挫と偽り、保険適応としている整骨院が多い
- ②厚生労働省によれば、慢性症状に保険は適応されないことになっている
- ③不正な請求に支払われる医療費は国民の税金からまかなわれている
- ④患者は申請書に白紙でサインを求められ、後から不正な内容を書き込めるようにするのが不正の手口

※ 白紙の用紙にサインをすることが不正の手口? このことについては、少し解釈が違います。 柔道整復師に支払われる「療養費」の制度は、医師に支払われる「診療報酬」の制度と異なり、「償還払い」といって、患者(被保険者)が一旦療養費(治療費)の全額を支払い、後日、各自で保険者に保険負担分を請求し、返還を受けることが原則となっている。しかし、このままでは、患者に係る経済的・事務的負担が大きくなり、柔道整復師が施術可能な患者についても、医療機関に受診するなどにより患者の数に医療の提供が追いつかず、適正な医療の供給が阻害されるおそれがある。そこで、医師の診療報酬と同様に患者の費用負担・事務負担を軽減するなど「受領委任」という制度によって、柔道整復師が患者に代わって保険者に療養費の支給申請を行うことができるようにして、適正な医療の供給の維持・確保に貢献しているものであります。サインを求めるのは、その委任状の部分ですので、内容について了承を頂くた

めのサインではありません。保険請求は月末に行われるため、該当月の施術内容・日数が確定してからサインをもらうのが原則であるが、患者が一方的に中止される場合、またサインを書くためだけに毎月月末に来院していただくこととなり現実的ではありません。このことは厚生労働省も了承されています。このような報道でほんの一部の整骨院が行う不正のせいで、我々業界全体が疑いの目で見られることは、まことに遺憾であるといしか言いようがありません。

保険部: Q&A

Q1: 健保組合が不当な文書を組合員に送付している件

A1: 厚生労働省から平成24年3月12日付けで、各保険者に対し、柔道整復師の施術の療養費の適正化への取り組みについて(パンフレットの配布等)の通達が出ております。しかしながら、保険者において不適切なパンフレット等が配布された場合、日整を通して対応します。

Q2: 長期頻回理由を記載し添付する義務付けについては?

A2: 厚生労働省の通知では、3か月を超えて10回~15回以上の施術です。

しかし、平成25年6月12日厚生労働省通知(その2)では、3か月目の1か月間の施術回数が10回以上の場合でも、保険者からの患者照会「3か月以上に該当しない期間も含んで、対象となる」になる可能性が高いことは変わりないため、療養費の早期支給を妨げることとなりますので、該当月の施術が10回を超えた申請書には、長期頻回理由を書くことが望ましいとの内容です。

災害見舞報告

平成25年9月2日午後、埼玉県に発生した竜巻が同県さいたま市、越谷市および松伏町、千葉県野田市、茨城県坂東市方面を通過、多数の方が重軽傷を負い、合わせて約1200棟の家屋が損壊するなど、広域に甚大な被害をもたらしました。この竜巻で東部支部北村俊則会員の自宅兼施術所が一部被害に遭いました。幸いにケガがなかったので安堵いたしました。心からのお見舞いを申し上げます。また、9月16日大型台風18号が関東地区に接近し、午前1時30分から2時ごろ、熊谷市、行田市、滑川町で突風が発生し、全壊26棟、半壊30棟を含む510棟の建物が損壊しました。調査の結果、会員の被害はありませんでしたことをご報告申し上げます。被災された方々、地域の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈り致します。

●10月・11月行事予定

★日時 平成25年10月27日(日)午前10時~ 市民会館おおみや 大ホール
学術講演会(市民公開講座)

講師 社会医療財団法人石心会埼玉石心会病院 整形外科部長伊東 秀治 先生
講演 「高齢者の下肢疾患に対する治療」

★日時 平成25年10月27日(日)午後1時~ 市民会館おおみや 大ホール
平成25年度保険業務講習会開催

★日時 平成25年11月10日(日)午前10時~ 埼玉会館小ホール
学術研修会開催

★日時 平成25年11月10日(日)午後1時30分~ 埼玉会館小ホール
市民公開講座

講師 松野 明美 元マラソンランナー 講演 「私のマラソン人生」

●事務連絡

会員名簿をホームページ(会員専用)に掲載いたしました。